

# 令和2年第8回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

## 1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 令和2年8月24日(月) 午前9時30分から

(2) 場 所 輪島市役所3階 大会議室

## 2 招集者 輪島市農業委員会 会長 田上 正男

## 3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

### (1) 出席委員 13名

1 番 北濱 陽子

(欠席)

3 番 谷内 誠一

4 番 奥堂 敏春

5 番 山本 恒雄

6 番 坂下 正幸

7 番 石倉 稔

8 番 谷内 吉夫

(欠席)

10 番 森谷 正美

11 番 田上 正男

12 番 安 津久人

13 番 田中 喜義

14 番 新澤 晟

15 番 山崎 覺治

### (2) 欠席委員

2 番 池端 共栄

9 番 山本 秀夫

### (3) 出席農地利用最適化推進委員

輪島5番 中谷 知晴

輪島6番 東 一郎

## 4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩

事務局員 黒氏 篤

## 5 傍聴者 0人

## 6 会議に付議した議件

(1) 議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について

(3) 議案第25号 非農地証明願いについて

## 7 報告事項

(1) 報告第16号 農地法第3条の3の規定による届出について

## 8 議事

開会 9 : 30 閉会 10 : 00

事務局長	本日は2名の委員が欠席し、農地利用最適化推進委員は2名の出席です。それでは会長よろしく申し上げます。
議長	(会長からの挨拶) それでは開会いたします。 ただ今の出席委員は、13名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第8回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。
議長	会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。  (「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。
議長	議事録署名委員を指名いたします。 議席番号8番 谷内 吉夫 委員及び 議席番号12番 安 津久人 委員の両委員を指名いたします。
議長	議案の提案をいたします。 市長より提出のあった【議案第24号】の農地法第5条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案書2ページをご覧ください。議案第号の農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は3件です。  <b>【議案第24号、1番から3番を議案書をもとに朗読】</b>  合計3筆690㎡で内訳は畑が690㎡です。

このうち、申請番号 1 番については、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから第 2 種農地であります。転用目的は、譲受人が有する現資材置場を拡大するため、一体として同一の目的に使用するものであります。代替性はないものと考えられるため、許可相当と考えております。

また、申請番号 2 番については、10ha 以上の広がりを持つ一団の農地区域内に存する第 1 種農地であります。住宅を目的に集落と接続して転用されるものであり、現況が荒地で周辺に代替地も無いことから許可相当と考えます。

申請番号 3 番については、平成 7 年に譲受人が自己住宅を増築するにあたり、適正に取得し転用手続きをしたと思っていたところ、今回転用手続きがなされていなかったことが判明したため、改めて敷地部分につき転用申請したものです。申請地周辺は都市計画法上の用途地域（第 2 種住居地域）であり、原則許可となる第 3 種農地でもあることから、事後的ではありますが、許可相当と判断すべきものと考えます。

議長 それでは、申請番号 1 番について地区担当委員 議席番号 6 番 坂下正幸委員よりご意見願います。

坂下委員 21 日に現地調査をしました。川の横ではありますが、水を引くところが難しいところで所有者が耕作を続けられなかった農地であり、耕作放棄地であったところを今回資材置き場の拡張の話が出たということです。周辺への影響についても問題ないと考えます。

議長 次に、申請番号 2 番について地区担当推進委員 輪島 6 番 東 一朗委員よりご意見願います。

東委員 21 日に農業委員会会長、農業委員、事務局とともに現地確認をしました。周辺は宅地化されてきているところであり、排水等への配慮はきちんと行うとのことですので、周囲への影響は無いものと考えます。

議長 次に、申請番号 3 番について地区担当委員 議席番号 1 2 番 安 津

久人（やす つぐひと）委員よりご意見願います。

安 委員 先日 21 日に現地確認をして参りました。申請地は杉平町地内、警察署の近くです。申請地はすでに住宅地となっており、相続の際に思い違いがあったように聞いております。以上です。

議 長 それではこれより質疑を許します。

各 委員 （意見・質疑なし）

議 長 質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。  
【議案第 24 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。

各 委員 （「異議なし」との声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって【議案第 24 号】は、原案どおり可決決定いたします。  
次に、市長より提出のあった【議案第 25 号】の非農地願承認について議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事 務 局 議案書 7 ページをご覧ください。議案第 24 号の非農地願承認についてです。今月は 4 件です。

**【議案第 25 号、1 番から 4 番を議案書をもとに説明】**

以上、22 筆 6,611 m<sup>2</sup>で内訳は田が 5,557 m<sup>2</sup>、畑が 1,054 m<sup>2</sup>です。

なお、1 番から 3 番については、既に山林原野化したものです。

4 番については、申請地は、昭和 20 年代中頃には既に建築年月日不詳の建物が建築されており、現家屋が建築された昭和 46 年以前から宅地として利用されながら、登記上の地目は畑のまま現在に至るものです。農地性が失われてから相当の年月が経過しており、旧農地調整法以前からすでに農地以外の土地であったものと考えられます。

議 長	<p>それでは、申請番号 1 番について、地区担当委員 議席番号 3 番 谷内 誠一委員よりご意見願います。</p>
谷内委員	<p>23 日に現地を確認してきました。周囲の状況を見ると山林から木が張り出してきている状況であり、これを農地に復元するのは相当困難であると考えられます。所有者もここで耕作をする意思も無く、非農地とするのもやむを得ないかと考えます。</p>
議 長	<p>次に、申請番号 2 番及び 3 番について、地区担当推進委員 輪島 5 番 中谷 知晴委員よりご意見願います。</p>
中谷委員	<p>21 日に現地の方を調査してきました。現地の方は完全に山林化しており、地目は田といいながら実際には農作業用に車を乗り入れるのも困難な状況です。耕作は不可能と考えられ、非農地とするのも問題ないかと考えます</p>
議 長	<p>次に、申請番号 4 番について、地区担当委員 議席番号 1 2 番 安津久人（やす つぐひと）委員よりご意見願います。</p>
安 委員	<p>先日現地確認をしてきましたが、事務局が説明したとおり、数十年前から住宅地として現在に至っているものです。図面をみても区画の全てが住宅地であり、周辺も宅地ですので非農地としてよいと考えます。</p>
議 長	
各 委 員	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
議 長	<p>（意見・質疑なし）</p> <p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第 25 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>（「異議なし」との声あり）</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p>

よって【議案第 25 号】は、原案どおり可決決定いたします。  
次に【報告第 16 号】の農地法第 3 条の 3 の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。

議案書 14 ページをお開きください。報告第 16 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてです。今月は 4 件です。

**【議案書にもとづいて、農地の相続の届出の内容を朗読】**

合計 65 筆 14,666.91 m<sup>2</sup>です。内訳は田が 8,467.91 m<sup>2</sup>、畑が 6,199 m<sup>2</sup>です。以上です。

議長 それではこれより質疑を許します。

各委員 (意見・質疑なし)

議長 質疑がないようですので【報告第 16 号】を終わります。

以上をもちまして、総会の議事は全部議了いたしました。  
それでは第 8 回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。  
どうもご苦労さまでした。

令和2年7月27日

以上、議事の概要を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

記 録

輪島市農業委員会会長

\_\_\_\_\_

署 名 委 員

8 番

\_\_\_\_\_

署 名 委 員

9 番

\_\_\_\_\_